

国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本方針

(2008年1月9日制定)

(情報システムの目的)

第1条 国立大学法人愛知教育大学(以下「本学」という。)情報システムは、「教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める」ことを理念とし、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは以下の事項を基本方針とし、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的、かつ、効果的に運用され、全学に供用される。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 本学の情報資産の保護
- (3) 本学構成員の情報セキュリティ対策実施に関する教育・支援

(利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者(本学情報システム運用基本規程第3条に定めるもの)や運用の業務に携わる者は、本方針及び学内諸規程を遵守しなければならない。

(制限)

第4条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び制裁事項は、別の規程に定めることができる。